

# 海野宿における歴史的景観の維持と観光振興の展開

川添 航・王 嘉瑶・洪 珺・付 凱林・中川紗智

本研究は、長野県東御市に位置する重要伝統的建造物群保存地区「海野宿」における歴史的景観の維持と観光振興について分析を行いその特徴を考察した。海野宿は近世に北国街道の宿場町として発展し、明治期以降には宿泊施設として用いられた建物を蚕室に転用し現在まで残る歴史的景観が構成されてきた。1970年以降は行政による修景・修理事業が実施され、統一的な歴史的景観が現在まで維持されている。海野宿の歴史的景観は東御市内における重要な観光資源として認識されており、2000年代以降は観光振興の取り組みも行われている。しかし、依然として海野宿は生活空間として存続しており、近年の観光化に対して消極的な意見を持つ住民も存在している。また、商業施設の地域組織への加入も進んでいないため、今後は地域組織や商業施設、住民を含めた連携が必要になると考えられる。

キーワード：歴史的景観、町並み保存、観光振興、海野宿、長野県東御市

## I はじめに

### I-1 問題の所在

日本の都市は近世に構成された城下町や宿場町を基盤としており、それぞれの町場が有する機能や歴史を背景に発展してきた。一方で、近代化に伴う建造物の更新や産業構造の転換により地域の歴史が埋没するという状況も各地で指摘されている(半田, 2012)。そのような状況の中で、高度経済成長期以降は近世から残る伝統的な建造物や史跡により構成される歴史的景観の価値が再認識され、行政や地域組織が主体となった町並み保存運動が各地で取り込まれることとなった。

旧宿場町や旧街道町における歴史的景観の形成過程や維持について扱った研究として、中山道望月宿を扱った磯野ほか(2015)や北信地方における街道の結節点であった須坂市中心街を扱った福田ほか(2011)など、地理学では多くの研究が行われてきた。また、町並み保存運動は主に地域住民や地域組織が中心となって推進されるため、特に地域住民の保存運動に対する意識・認識や地域

組織の実践についての研究も蓄積されてきた。例えば竹富島における「赤瓦の町並み」の保存運動を事例とした福田(1996)では、住民による町並み保存の実践を通じて自身の生活空間における地域の歴史が再構成され、アイデンティティの構築に繋がった点を指摘している。また、同様に奈良井宿の町並み保存を事例とした大島(2005)においても、地域住民が町並み保存事業を受容していく中で、地域の歴史をアイデンティティとして捉えていく意識が存在している点や、駐車場や交通条件といった生活環境を要因として否定的な意識も存在する点を指摘している。また、東広島市における伝統的家屋の立地する地域の景観と地域住民の意識について検討した杉谷(2018)では、建築時期・様式に対する志向に応じて住民の間においても意識の差異が生じており、生活や社会、環境の変化が住宅の景観に影響を与える点を指摘している。

また、町並みの保存は単に建造物を保存するだけでなく、「町並み整備事業」や「まちづくり事業」として行政により制度化され、地域文化への再評

価値も影響し歴史的景観を観光資源として用いた観光化や地域活性化などの思惑と結び付けられてきた(末吉・菊地, 2009; 磯野ほか, 2015)。地理学ではこれらの動向への着目も進んでおり, 旧宿場町である関宿における歴史的景観の現状と現在の空間利用を扱った磯野・植手(2019)では, 保存運動により維持された歴史的景観が観光資源や教育資源など様々な機能を有している点を指摘している。また, 川越市一番街における歴史的景観の維持と観光化に着目した溝尾・菅原(2000)や山下ほか(2017)では, 住民団体の結成によって行政との連携が深化し, 官民が共同して町並み保存運動に取り組むようになった点, 保存運動により維持された歴史的景観を評価した観光者が現地を訪問し経済的な利益が生じることにより, 景観が観光資源として認識されその統一性がより一層高められた点が強調された。

現在では, 前述の地域住民の意識や実践と歴史的景観を用いた観光振興との関係を扱った研究も行われている。例えば, 大内宿を事例とした中尾(2006; 2009)は, 歴史的景観を活用した観光化により経済的自立が達成された一方で, それらが逆説的に「大内宿らしさの喪失」「共同体意識の脆弱化」を生じさせた点を指摘している。徳島県三好市東祖谷地区における観光振興を扱った朝倉(2014)は, 観光振興のビジョンやその真正性と地域住民の観光実践の間の乖離の存在, 行政と地域住民の間の協働の不在を指摘した。一方で, 歴史的景観の維持と観光振興の関係については主に観光地として成熟期にある事例が対象とされているのが現状である。歴史的景観の維持と観光振興の関係を捉える際には, 観光振興に関する取り組みが導入期にある事例についても着目し, 歴史的景観を資源とした観光振興がどのように受容されているかについて, 保存事業の現状を踏まえた分析が求められる。

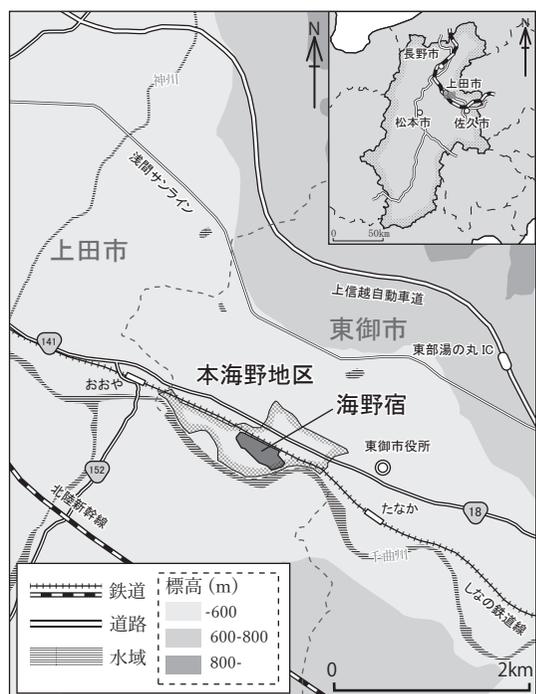
## I-2 研究目的と方法

本研究では長野県東御市の海野宿を事例に, 歴史的景観の形成・維持と景観を利用した観光振興

の取り組みの関係を検討し, その地域的な特徴について解明することを目的とする。

本研究で対象とする海野宿(第1図)は, 宿場町として整備される以前は豪族海野氏の居館の城下であり, 1625年に北国街道の宿駅となった。1888年に信越本線が開通し宿場としての機能が失われて以降は養蚕業が発展し, 宿場の客室が転用・利用され1950年代頃まで養蚕が行われた。1987年には重要伝統的建造物群保存地区(以下, 保存地区)に指定され, 現在まで歴史的景観が維持されている(写真1)。

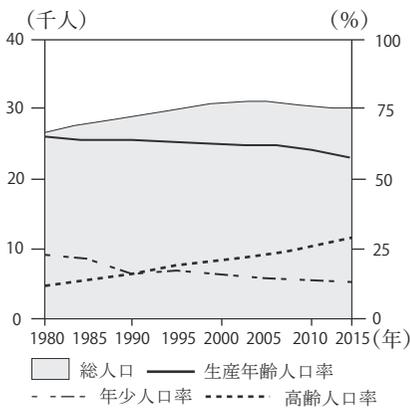
海野宿が位置する東御市は2004年に東部町と北御牧村が合併して発足した。2020年11月時点における人口は2万9950人で, 2005年以降は減少傾向にある(第2図)。高齢者人口は総人口の約3割に達しており, 市全体で少子高齢化が進行している。海野宿を含む本海野地区は東御市と上田市の市境近隣に位置しており, 新幹線の停車する上田駅から自動車を用いて20分程度で訪問することが可能である。なかでも海野宿は本海野地区の中央



第1図 研究対象地域



写真1 海野宿における歴史的町並み  
(2020年9月 川添撮影)



第2図 東御市における人口の推移  
(1980年～2015年)

注) 合併(2004年)以前のデータは東部町および北御牧村のものを合計して示している。  
(国勢調査より作成)

部、千曲川の後背地に位置している。南部には水田が分布しており、北部には国道18号線およびしなの鉄道線、上信越自動車道が位置している。

以下、Ⅱでは海野宿における歴史的景観の形成・維持と町並み整備事業をめぐる制度の展開について資料や聞き取り調査の結果を整理し、歴史的景観の維持および観光振興における行政や各地域組織の役割について分析する。Ⅲでは土地利用調査およびアンケート調査の結果から、現在の海野宿における歴史的景観の保存状況や町並み整備事業に対する地域住民の意識について分析する。Ⅳで

は、海野宿における歴史的景観の維持と観光振興の特徴について、地域的背景を踏まえて考察する。

## Ⅱ 海野宿における町並み整備事業の展開

### Ⅱ-1 海野宿の変容と建造物の構成

上田市史編さん委員会編(2004)によると、長野県における「海野」という地名については、740年頃の正倉院御物・紐心麻綱内の「信濃国小県郡海野郷」という記述が初出である。荘園化の進展に伴い現在のの上田地域でも荘園が成立したが、こうした中で地方の豪族であった海野氏は自身の土地を寄進して荘官となり、約400年間、現地で勢力を有していたとされる。そのため、海野氏の統治する領域は「海野郷」、「海野荘」と呼ばれるようになり次第に交通・交易の要地としての機能を有することとなった(第1表)。

1583年に真田昌幸が上田城を築城した際には、城下町の造成に伴い海野郷の住民の移住が行われ、現在の上田市中心部に商人町である「海野町」

第1表 海野宿の歴史

年	主な出来事
1625	北国街道の宿駅として開設
1888	国鉄信越線開通, 国道18号線建設
1974	東部町の文化財に指定される
1981	海野宿の保存の地域組織が発足
1986	日本の道百選に指定
1987	重要伝統的建造物群保存地区に指定
1998	伝統的建造物の修景・復元事業開始
2010	海野宿玩具館開館
2012	東御市「歴史的風致維持向上計画」を確定
2014	滞在型交流施設「うんのわ」開館
2015	海野バイパス開通
2017	重要伝統的建造物群保存地区選定および海野宿保存会30周年発足記念式開催

(『海野宿歴史巡りマップ』および吉田(1978)より作成)

が形成された。以降、海野郷は「本海野」と称するようになった。1625年には海野郷は北国街道の宿場町「海野宿」として整備されたが、開設当時は隣接する田中宿が本宿であり、海野宿は間宿として田中宿の補助的な機能を有していた。1742年に発生した水害により田中宿が被害を受けて以降は、比較的被害が軽微であった海野宿に本宿の機能が移ることとなった。その後、北国街道は諸大名の参勤交代や佐渡からの金銀輸送、善光寺参詣などに利用され、海野宿は集散の拠点となった（武舎、2003）。

一方で、17世紀以降、小県地方では養蚕業が拡大していった。千曲川沿岸の乾燥した気候や強い川風により害虫による被害を抑えられたという環境から、江戸後期には海野宿でも養蚕・蚕種業が盛んになった（新津、2008）。明治期には鉄道網の整備・発達により宿場町の機能が次第に衰退したため、海野宿では宿場町時代の建物を改良して養蚕・蚕種業を営む世帯が増加し、海野宿の養蚕は隆盛期を迎えた。海野宿における養蚕業の繁栄は大正期まで続いたが、1930年代以降は生糸の輸出が減少し、また食糧不足のため桑園の作付け転換が進んだ。戦後期には生糸需要の減少や外国産生糸の増産により海野宿における養蚕・蚕種業は徐々に衰退していった。

海野宿における伝統的建造物は、厨子二階造りの旅籠屋と寄棟造りの茅葺平屋の2種類があり、2階がせり出した出梁造りに加えて窓部の出格子が長短2本ずつ交互に組み込まれた「海野格子」、建物の端に設けられた「うだつ（柵、卯建）」などが景観上の特徴となっている（吉田、1978）。建物の外側に張り出したうだつは本来防火用のために設けられたが、江戸期以降は世帯の格式の象徴として認識されるようになり、意匠を凝らしたうだつが設けられるようになった（写真2）。明治期には養蚕・蚕種業の興隆に伴い旅籠屋が蚕室に転換され、また養蚕に用いる建物が新規に建造された（写真3）。蚕の育成のために適切な温度を保ち換気を行うため、建物の屋根の大棟には煙抜き小屋根「気抜き」が設けられている（東御



写真2 海野格子とうだつ

海野宿の伝統的建造物は、窓部に設置された同時の構成の格子（海野格子）と屋根端の防火壁で特徴づけられる。

（2020年10月 洪撮影）



写真3 蚕室として用いられていた建物

（2020年10月 川添撮影）

市教育委員会編、2019）。保存地区の旧北国街道の中央部には、保存地区東部に所在する白鳥神社境内を経て「表の川」と呼ばれる水路が流れており、生活用水や防災用水として利用されていた。

以上、北国街道の宿場町として発展した海野宿では旧街道沿いに旅籠など宿場を構成する諸施設が整備され、特徴ある建築様式の住宅が建造された。宿場制度が衰退した明治期以降には養蚕・蚕種業が発展し、宿泊施設として用いられていた建物が蚕室に転換され用いられるようになった。明治期に海野宿近隣における鉄道駅の開設計画が中止となり、幹線である信越本線と国道18号が共に

海野宿の北側の段丘上に開通したため、第二次世界大戦後以降も海野宿においては大規模な開発が実施されなかった。そのため、養蚕・蚕種業が衰微した後でも旅籠屋造りや蚕室造りの建物の建て替えが遅滞し、歴史的景観が維持されることとなった。

## Ⅱ-2 行政による保存制度の策定

高度経済成長期以降、海野宿の町並みや伝統的建造物を目的に訪問する観光者、研究者が年々増加した。地域住民や行政も観光者の増加を通じて海野宿における歴史的景観の価値を認識し、現在まで様々な保存制度が制定され維持が図られてきた。

海野宿をめぐる行政による保存制度の整備について整理すると、まず、1973年に東部町の指定文化財として登録を受けた。1978年には初の町並み調査が実施され、保存施策を推進する際の基盤となる伝統的建造物の特徴や保存の現状、課題がまとめられた。その後、1986年には東部町により「海野宿伝統的建造物群保存地区保存計画」が制定され、同年に海野宿は建設省（現国土交通省）により「日本の道100選」に選定された。また翌年には「重要伝統的建造物群保存地区」に選定された。これらの文化財・史跡の指定と並行し、1989年には海野宿内の共用道路整備事業が開始され、保存地区における電柱撤去や車道・歩道の舗装、水路改修整備などの修景事業が行われた（写真4）。

指定文化財や保存地区への指定による町並み整備事業により伝統的建造物の修景・修復に関わる補助金制度が設けられるなどして、海野宿では歴史的景観が維持されてきた。しかし、現在では少子高齢化の進行や建物の維持管理の負担により、伝統的建造物の老朽化や空き家の増加が進んでいる。このような状況において歴史的景観を維持していくため、2004年には東御市により「海野宿伝統的建造物群保存地区保存計画」が策定され、基本方針や助成措置、具体的な保存整備計画などが定められた。また2008年には同市により「歴史的風致維持向上計画」が策定され、2012年に国土交



写真4 1970年代における海野宿の景観

1980年代以降、町並み整備事業により電柱の地中化や道路・水路の改修が行われた。

（NPO法人海野宿トラストより提供）

通省から認定を受けた。同計画では従来の伝統的建造物とその周辺環境の保全だけでなく、海野宿の歴史・文化の発信を通じ回遊性を向上させることや、空き家を観光拠点として活用することなど、歴史的景観を資源とした観光振興にも重点が置かれている。

個別の伝統的建造物に対する補助事業については、2004年に制定された「東御市伝統的建造物群保存地区補助金交付要領」でその内容が規定されている（第2表）。建物の改修を行う際には、最大で8割または600万円が行政の事業費から補助

第2表 海野宿における伝統的建造物保存の補助事業

区分		補助率	限度額
伝統的建造物 及び環境物件	主屋		600
	蚕室・桑屋	80%以内	500
	土蔵		400
	長屋門		200
	社寺建造物	50%以内	500
	上記に属さない建築物	80%以内	100
	工作物及び環境物件	50%以内	100
伝統的建造物 以外の物件	主屋		200
	小屋・車庫など		50
	門・堀	60%以内	50
	生垣		10
	石垣・側溝		30

注）限度額の単位は（万円）

（東御市教育委員会編（2019）より作成）

される。保存地区指定を受けた1987年以降の国および長野県、自治体による事業費および修理事数の推移（第3図）をみると、事業費は年により大きく変動している。2015年以降は減少傾向にあるが、各年1,000万円から3,000万円程度が確保されている。事業費の増減に影響を受け修理事数も年ごとの変動が大きい一方、1987年から2017年までに修理・修景は延289件行われており、平均すると年間約10件程度の改修や景観整備が行われている。

以上、1970年代の自治体による文化財指定により海野宿の歴史的景観の保存が開始された。特に1987年の保存地区指定以降は国からの補助金を活用することが可能となり、建造物の改修・修景が継続的に実施されている。一方で伝統的建造物の老朽化や空き家などの問題に対応するため、2000年代以降には歴史的景観の維持だけでなく、その活用についても検討されるようになった。

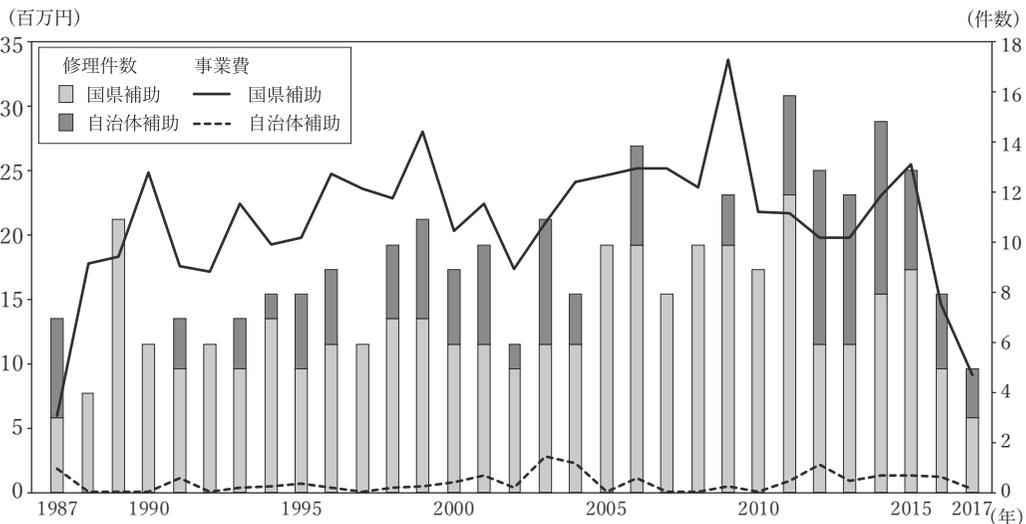
### II-3 地域組織による活動の展開

海野宿では、行政だけでなく地域組織も主体となり、歴史的景観の維持やそれらを活用したイベントが推進されてきた。本節においては、保存地区指定以降に活動する地域組織のうち、「海野宿

保存会」と「NPO法人海野宿トラスト」を取り上げ、提供資料や聞き取り調査の結果からそれぞれの活動内容の分析を行い、地域組織がどのようにして歴史的景観の維持や活用に関わってきたのかについて分析する。

1973年に海野宿が東部町の指定文化財に登録されたことを契機に1977年には「海野宿保存研究会」が発足し、海野宿の歴史について地域住民による調査が開始された。保存地区の指定を受けた1987年には、地域住民による歴史的景観の管理組織として「海野宿保存会」が設立され、従前の海野宿保存研究会は海野宿保存会に合併することとなった<sup>1)</sup>。現在、海野宿保存会は本海野地区を構成する7支区のうち、保存地区を含む4支区の区員で構成されており、2年任期の役員を中心に運営が行われている。1988年には、他の重要伝統的建造物群保存地区の事例を参考に「海野宿保存憲章」「海野宿の保存をはかるための申合せ事項」が制定された（第3表）。そこでは、歴史的景観の維持のために、保存家屋の修理や建造物の新規建造は保存会との相談のうえ行われ、色彩や意匠について調整が行われる点が定められた。

2017年には歴史的景観を用いて地域活性化を行うNPO法人の設立計画が策定され、2018年に



第3図 海野宿における行政による景観整備事業の展開

(東御市教育委員会編 (2019) より作成)

第3表 海野宿における歴史的景観維持に関わる申合せ事項

1	保存区域内の建物で、外観を変更する修理や増改築等をする場合、次の事項に該当するときは、保存会と相談して進める。 (1) 建物・土地を売ったり貸したり、または土地の用途を変更する場合。 (2) 指定物件に滅失、毀損等があった場合。 (3) その他の指定物件の現状を変更しようとするとき。
2	海野宿の自然環境や文化財の慣行的利用による収益は、地元住民へ還元されるよう進め、外部への流出を防ぐ。
3	住民の生活の場であることを考え、静かな町並みを守るため宣伝等による騒音を慎む。
4	歴史的な町並を損なうような看板や建築物は建てない。なお色彩は風紀を著しく損なうようなものでないこと。
5	街道沿いで路上駐車をなくし、宿場内における車両の時は30km制限を守る。

注) 原文ママ、正式な名称は「海野宿の保存をはかるための申合せ事項」。

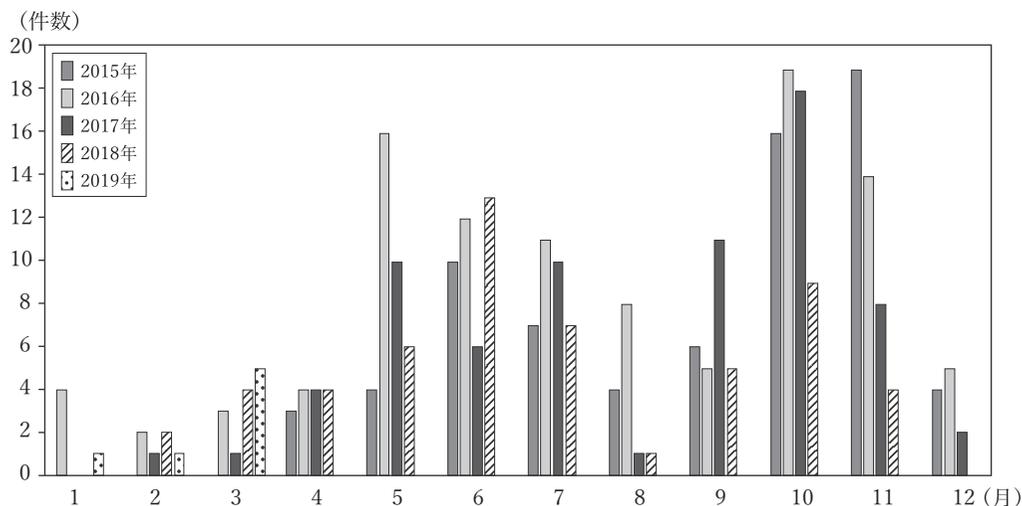
(NPO法人海野宿トラスト提供資料より作成)

「NPO法人海野宿トラスト」が設立された。海野宿トラストの目的は「海野宿のまちづくりに関する事業を行い地域の活性化に寄与する」と定められており<sup>2)</sup>、海野宿の歴史的価値を認識し地域の振興に繋げられるよう、若年層を含めた一部の地域住民が中心となり保存地区内で行われるイベントの運営や観光ガイドの派遣、観光案内を実施している。現在では保存地区の住民に加え、賛助会員として地区外の居住者も30名程度が活動に参加している。海野宿では、地域組織による活動の一環として観光ガイドの派遣が行われている。活動内容として、海野宿トラストや観光協会に依頼があった際に、観光ガイドが観光者に向けて海野宿の歴史や生活についての説明を1時間程度実施している。当初は重伝建指定前後に海野宿保存会により観光ガイドの育成や派遣が行われていたが、現在では指定管理制度にもとづき、海野宿トラストが観光ガイドの派遣・育成を行っている<sup>3)</sup>。海野宿トラストに所属するガイドへの聞き取りによると、2019年の台風19号による、近隣の道路損壊の影響を受ける以前はパクツアールや修学旅行を中心とした団体での訪問も活発であった。2015年から2019年における観光ガイドの利用状況(第4図)をみると、年度によりばらつきが生じている点や、5月と6月および10月と11月にそれぞれ観光ガイドの利用件数が多かった点が読み取れる。

また、地域組織により歴史的景観や伝統的建造

物を活用したイベントの企画・運営も行われている。「海野宿ふれあい祭り」は1990年に開始されたイベントであり、毎年11月に、飲食物の販売や時代衣装行列、白鳥神社における巫女舞などの催しが行われている。また、2014年からは「海野宿ひなまつり」および「海野宿にぎわい夏祭り」が行われており、伝統的建造物における雛人形の展示や縁日、花火の打ち上げなどがみられる。これらのイベントの際には本海野地区の住民を中心に実行委員会が組織され、行政や観光協会、保存地区内に居住する住民と連携して準備が進められる。中でも「海野宿ひなまつり」は、準備や運営において伝統的建造物に居住する住民の協力が不可欠となっている。初開催となった2014年度には33軒の住民が展示に協力し、その後、2019年には45軒の住民が参加した。

以上、行政による文化財指定に伴って地域住民により保存会が組織され、自主的な景観の管理が行われるようになった。また、2010年代にはNPO法人が設立され、新たな地域イベントが開始されるなど、歴史的景観の維持だけでなくその活用が進められることとなった。これらの地域組織によって、外部から訪問する観光者向けのガイド派遣や地域イベントの企画・運営なども行われた。



第4図 海野宿における観光ガイドの利用状況 (2015年～2019年)

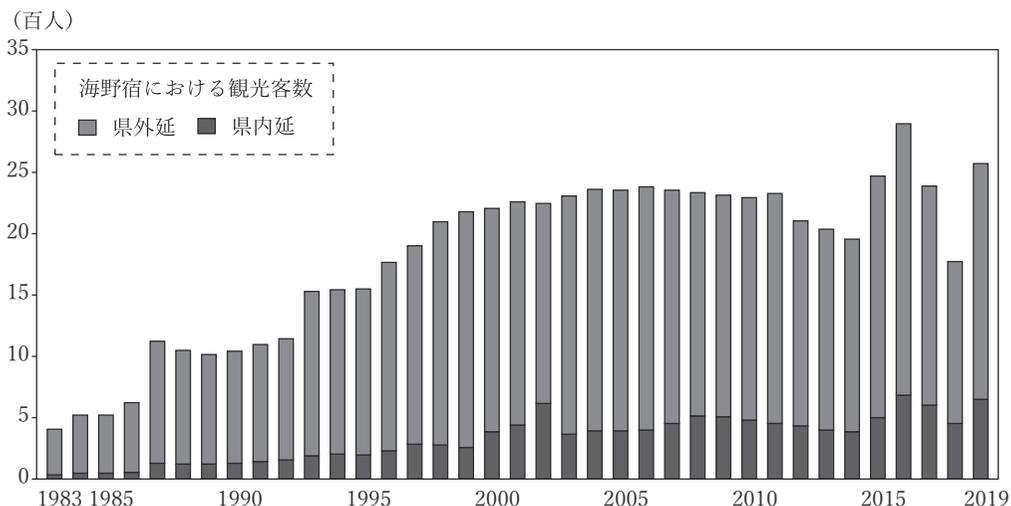
注) 2015年は4月から12月, 2019年は1月から3月のデータのみを示している。

(東御市役所商工観光課提供資料より作成)

#### II-4 行政, 観光協会における観光振興の展開

第5図は, 海野宿における観光客数の推移を示している。1987年の重要伝統的建造物群保存地区指定を機に観光客は増加傾向にあったが, 2000年以降は停滞傾向にある。東京から3時間程度で訪問することができるため, 主に関東地方を中心とした県外からの観光客が多い。東御市行政は海野

宿を市内の主要な観光資源として認識しており, 主に道路や公共施設などの整備と観光客の訪問を促進するため, 地域イベントの広告や発信などの宣伝, イベント時における駐車場の管理などを地域組織と連携して実施している。加えて, 地域イベントや海野宿歴史民俗資料館の設備の拡充, 地域活性化における若年層の担い手の育成などに対



第5図 海野宿における観光客数推移 (1983年～2019年)

(『長野県観光地利用者統計調査』各年版より作成)

する支援を行っている。

また、指定管理制度を利用し空き店舗や空き家における新規開業者を増加させる取り組みを実施している。東御市は保存地区内に位置する「歴史民俗資料館」と「なつかしの玩具展示館」の入居する建物を所有しており、現在は海野宿トラストに管理を委託している。同様に市が所有する建物を市内の企業に貸しつけ、地元産品や土産物の販売を委託している。

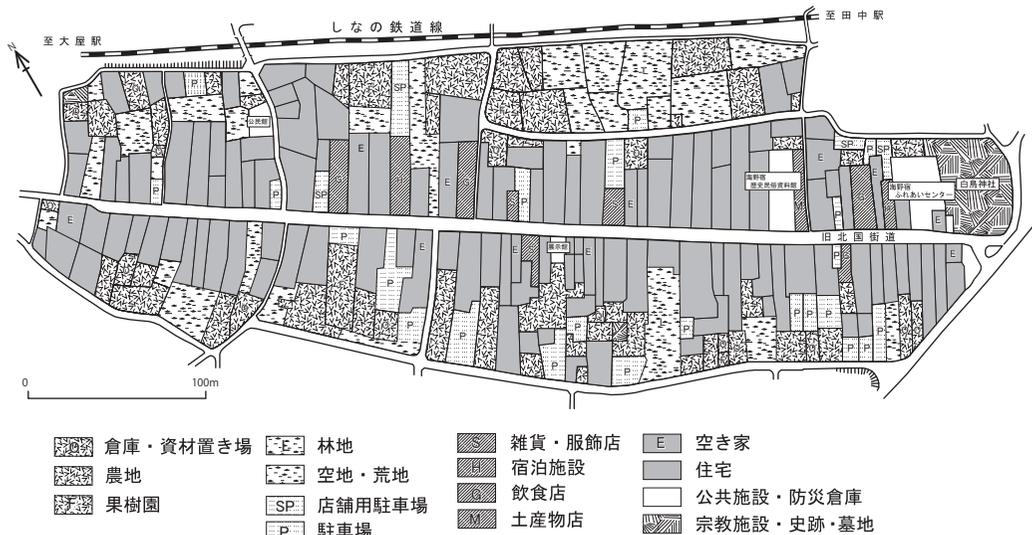
東御市における観光業の振興を図る組織である信州とうみ観光協会においては、海野宿が湯の丸高原、ワインとともに市の代表的な観光資源として認識されており、長い歴史の中で培われてきた伝統的建造物・町並み景観の価値を認識している。この価値が観光者によく理解され、実際の来訪につながることを目指し、「海野宿スロートリズム」の発信や地域イベントの宣伝、海野宿トラストと連携してガイドサービスの提供などの取り組みを実施している。また、交通が不便な海野宿における観光者の移動利便性と回遊性を向上させるため、観光協会が所在するしなの鉄道線田中駅の前から海野宿まで、レンタサイクルの無料貸し出しを行っている。

### Ⅲ 海野宿における景観構成と住民意識

#### Ⅲ-1 海野宿における土地利用と景観の特徴

本節では、海野宿における土地利用と景観の構成から、保存地区の構成と歴史的景観の現状について分析を行う<sup>4)</sup>。保存地区は延長約650m、幅約10メートルの街道を中心に構成されており、「伝統的景観区域」および「歴史的風致区域」により構成されている。「伝統的景観区域」には、旧旅籠や茅葺造、蚕室造などの伝統的建造物が立地している。歴史的風致区域は、大火により焼失した宿場の西半分に該当しており、伝統的景観区域に対して比較的新しく建築された建物が立地している。

海野宿における土地利用（第6図）から伝統的景観区域および歴史的風致区域の特徴をみると、両区域とも宿場町時代に形成された間口が狭く細長い形の地割が現在も残っている。伝統的景観区域の世帯の敷地では、旧北国街道に面した表側に伝統的建造物が多く立地しており、裏側に蚕室造の建物や新築の住居、農地や駐車場が分布している。旧街道側の伝統的建造物が主屋として維持されている一方で、日常は主に裏側に位置する新築・



第6図 海野宿における土地利用（2020年10月）

（現地調査の結果より作成）

改築住居で暮らしている世帯もある。明治期に養蚕・蚕種業が盛んであった際に多くの農地では桑が栽培されていたが、養蚕・蚕種業の衰退により、現在では自給用の家庭菜園や果樹園への転換が行われた。また、街道に車を駐車できないため、裏側の農地を駐車場に転用している住宅もみられる。店舗は約12軒度立地しているが大半が休業中であり、商業施設の数も少なく、2020年10月時点で、日用品を扱う店舗も存在しない。また、伝統的景観区域では空き家も確認される。これらの空き家の発生は、建物の老朽化が進む一方で、住居環境の改善のため修景・修理を行う際に経済的な負担が大きいなどといった理由で、地域外に位置する世帯主の息子・娘世代の住宅に転居することによるものと考えられている。

海野宿における歴史的景観の構成と分布について分析するため、保存地区における建造物96軒を対象に壁面の色や窓部の装飾、屋根の形状といった景観構成の調査を実施した。第7図はその結果を示したものである。

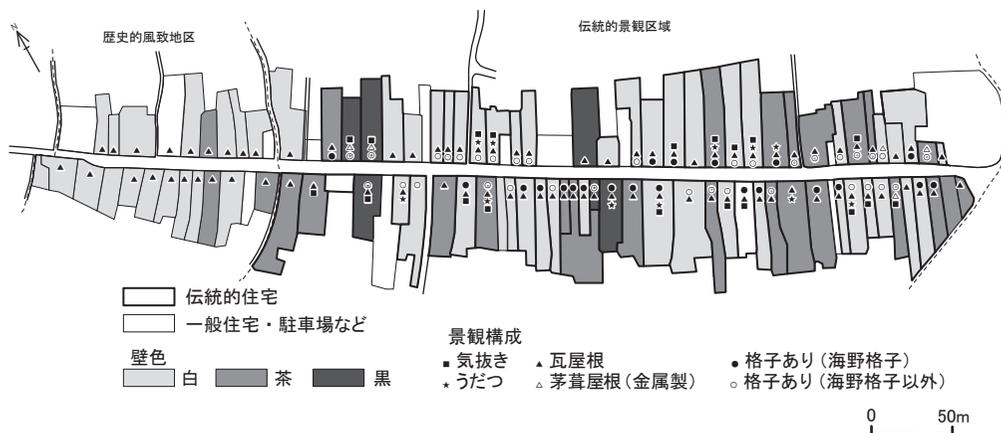
海野宿における建造物の壁色は黒色、白色、茶色のいずれかであり、伝統的景観区域の建造物は白色と茶色が中心であった。伝統的景観区域には格子窓や格子戸を備えた住宅が立地しており、1階には格子窓がみられる。中でも、海野宿における伝統的建造物の特徴とされる「海野格子」を備

えた住宅は、伝統的景観区域の南側を中心に20軒存在している。防火用の壁として建造されたうだつを備えた住宅は伝統的景観区域内の北側に5軒、南側に7軒分布している。また、屋根の多くは瓦屋根であり、他に茅葺を金属屋根に変えた形式の屋根を備える住宅も存在する。蚕室として用いる際に換気と温度調節などを行うために設けられた「気抜き」と呼ばれる構造を有する住居は19軒存在しており、いずれも伝統的景観区域に位置する建造物であった。ほとんどの伝統的建造物は伝統的景観区域に位置しており、一方歴史的風致地区の建造物には一般住宅が卓越する。以上のように、海野宿においては町並み整備事業の影響により、旧街道沿いの伝統的建造物を中心に歴史的景観が維持されている。

### Ⅲ-2 住民・世帯構成の特徴と歴史的景観の保存に対する認識

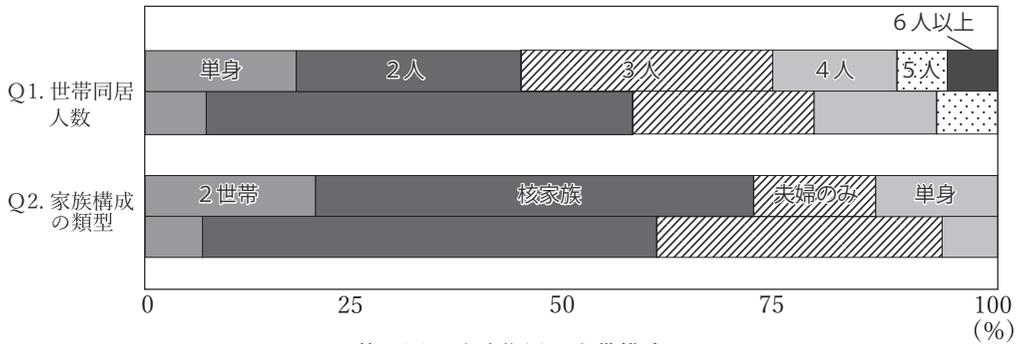
本節では、海野宿における地域住民を対象としたアンケート調査の結果から保存地区における居住環境と歴史的景観の維持、観光振興に対する意識について分析を行う。質問項目は大島（2005）を参考に、修理・修景の時期や住居に対する評価、地域組織・地域イベントへの参加や歴史的景観保存事業への認識、世帯構成などとした<sup>5)</sup>。

まず地域住民の世帯構成をみると、保存地区全



第7図 海野宿における歴史的景観の構成

（現地調査より作成）



第8図 地域住民の世帯構成

注1) 上段が伝統的景観区域, 下段が歴史的風致区域を示している。

注2) 回答数は伝統的景観区域で35件, 歴史的風致区域で15件である。

(アンケート調査の結果より作成)

体では3人以上で構成される世帯が約半数を占め、同様に、世帯構成は約6割が核家族世帯、複数世代世帯となっている(第8図)。また、住民は東御市内や上田市、佐久市、小諸市などの近隣都市に通勤している(第4表)。以上の回答からは、近隣地域に立地する職場に通勤が可能であり、保存地区内で継続して居住をつづける住民が存在していることから、保存地区は現在まで居住地域として維持されているといえる。地域住民の改修経歴と住居に対する評価をみると(第9図)、多くの住宅で2000年以降に伝統的建造物の修理・修景が行われている。特に伝統的景観区域では2010年以降に修理・修景を行った住居が約4割に達しており、地域住民が行政による補助事業を積極的に活用し歴史的景観の維持がなされてきたといえる。住居に対する評価をみると、歴史的風致地区の住民は住居に満足している一方で、伝統的景観区域に居住している住民の約3割が住居に対して不満を抱いている。これは、伝統的景観区域には伝統的建造物に居住する住民も多いためであると考えられる。具体的に評価の低い点としては、冬季の低温や間取り・日当たり、駐車スペースの不足といった住居環境をめぐる問題や、老朽化した建物維持の負担など、伝統的建造物を維持しつつ日常生活をおくる際の困難が生じていた(第5表)。

歴史的景観の保存に対する評価は「賛成」およ

第4表 地域住民の就業地  
(2020年10月)

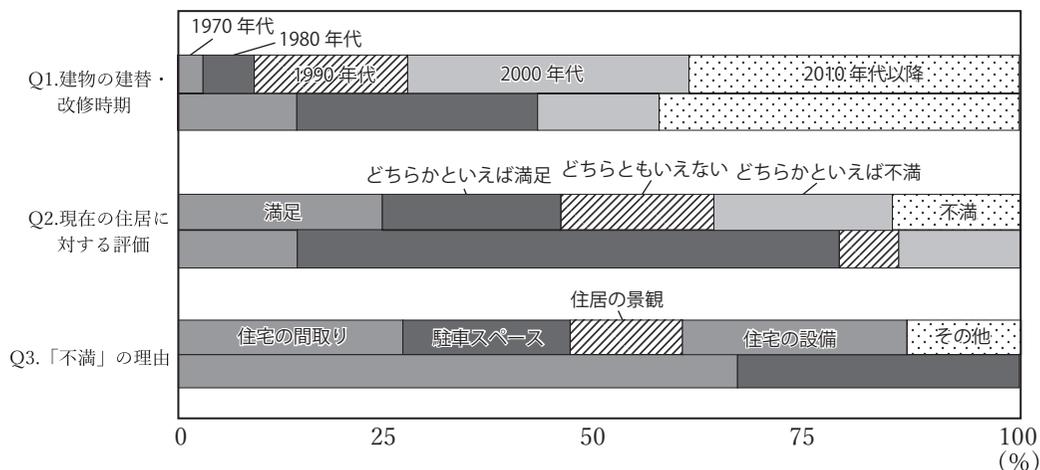
就業先	人数
東御市	
海野宿内	15
海野宿以外	10
上田市	23
佐久市	3
小諸市	3
その他長野県内	5
その他長野県外	1

注)「海野宿内」の回答には農業を含む。

(アンケート調査の結果より作成)

び「どちらかといえば賛成」が約6割を占めており、地域住民は歴史的景観の維持についてはおおむね肯定的である(第6表)。その理由として「海野宿の歴史を伝えることができる」や「地域の良さを再確認できる」という回答が中心を占めた(第7表)。一方で、「どちらともいえない」と評価を保留する住民も多く存在しており、その理由として「規制による住居や生活の不便性」「プライバシーの問題」があげられている。

地域組織への所属をみると、本海野自治会や老人会への加入がみられる一方で、海野宿トラストへの加入は16名のみであり、うち13名は伝統的景観区域の住民であった。また地域イベントの参加経験(第10図)をみると、ふれあい祭や夏祭りに



第9図 改修経歴と住居に対する評価

注1) 上段が伝統的景観区域、下段が歴史的風致区域を示している。

注2) 回答数はQ1, Q2が伝統的景観区域で37件、歴史的風致区域で16件であり、Q3が伝統的景観区域で15件、歴史的風致区域で3件である。

(アンケート調査の結果より作成)

第5表 建物に関わる問題 (2020年10月)

住居環境に対する評価	壁が板張りのため冬は寒い。/天井が低く暗い。/隣家と密接し南北に長く、日当たりが悪い。/蚕室につき、間取りに不満。/駐車スペースが無い。/鼠が出て困る。
建物の老朽化	住宅の老朽化。/修復しなければいけない部分が多い。/重伝認定の為補助金は出るが、劣化しても壊せない。/古い建物を壊せなくて困っている。

注) 自由回答欄より作成、表記を一部改変して示している。

(アンケート調査の結果より作成)

第6表 町並み整備事業に対する賛否 (2020年10月)

保存事業に対する評価	伝景	風致
賛成	10	4
どちらかといえば賛成	13	5
どちらともいえない	12	6
どちらかといえば反対	1	0
反対	0	0

注) 「伝景」は伝統的景観区域、「風致」は歴史的風致区域を示している。

(アンケート調査の結果より作成)

第7表 町並み整備に対する評価 (2020年10月)

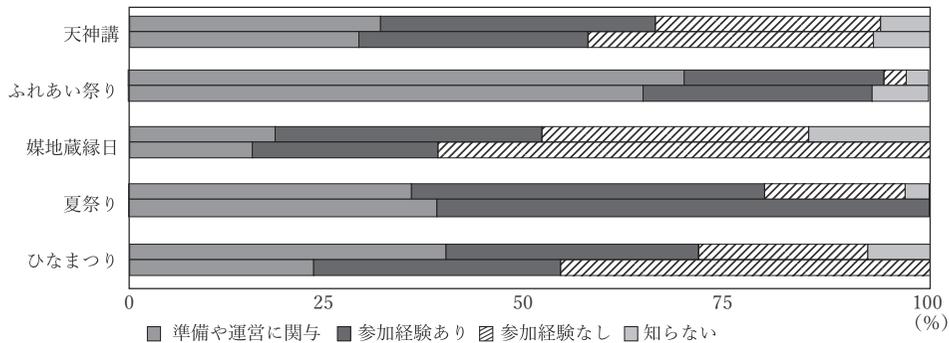
評価の内容	伝景	風致
海野宿の歴史を伝えることができる	22	9
情緒ある景観による生活の充実	13	2
地域の良さを再確認できる	15	4
規制による住居や生活の不便性がある	8	5
プライバシーの問題がある	3	2
その他	3	2

注) 複数回答可、「伝景」は伝統的景観区域、「風致」は歴史的風致区域を示している。

(アンケート調査の結果より作成)

においては住民の約8割が認識・参加するなど、住民の多くは地域イベントへの参加経験を持っている。

最後に、地域住民による町並み整備事業に対する認識について整理する(第8表)。海野宿に居住する住民は多くが複数人世帯であり、上田市や佐久市などの近隣都市に通勤する居住地域としての特徴をもつ。そのため地域住民の中でも「観光(化)したい人とそうでない人」が存在しており、一面では「これ以上の商業化は望まない」など観光化に対して否定的な意見がある。また、観光化



第10図 イベントへの参加状況

注1) 上段が伝統的景観区域, 下段が歴史的風致区域を示している。

注2) 回答数は伝統的景観区域で延173件, 歴史的風致区域で延54件である。

(アンケート調査の結果より作成)

第8表 町並み整備事業の展開に対する地域住民の意見 (2020年10月)

観光地化への印象	観光客が飲食できる店がない。すぐ帰ってしまいお金を落とさない。/ 市は海野宿を観光の柱にしているにも関わらず、夜になるととても暗く怖い。/ 何とも言えない。間違えて家に観光客が入ってきてしまうこともあった。
観光地化に対する肯定的・否定的意見	観光(化)したい人とそうでない人がいる、景観にマッチした店舗なら良い。/ 街並み保存はしていきたいが、どのような事業が良いかわからない。土産物を作ったら良いのか? / 建物を活用していく方向を考えるべきだと思う。/ 今のままの状態、これ以上の商業化は望まない。
個人での保存の限界	建物の維持や土地相続がなかなか大変。/ 個人では町並み保存に限界がある。/ 空き家対策を真剣に考えてほしい。
経済的な負担	残念だが、保存することにどれだけお金がかかるか。/ 予算つけ(補償)をお願いしたい。
事業についての情報共有の不足	生活しているすべての人々に丁寧な説明と了承を得ることを願う。/ 保存・整備を事業として行うのであれば、どうコーディネートしていくのか。そのメリット・デメリットも考えてほしい。/ まずもっと町並み保存ということを区民に話し、整備に時間をかけるべき。/ 町並み保存の整備事業とは関係ない箇所に税金を使うのは反対。
町並み保存の持続性に関する不安	自分の代は何とかできるが、次世代は在京でありどうなるかわからない。/ 空き家、住民の少子高齢化が心配。/ 町並み保存の現状について、若い世帯の理解度が薄く感じられる。/ 若い人に宿場町の良さが十分に伝わっていないのではないかとと思われる。/ 今後が不安、所有者も高齢者化している。/ この先(50年後, 100年後), 保存していけるのか?

注) 自由回答欄より作成, 表記を一部改変して示している。

(アンケート調査の結果より作成)

は十分に進展していないという印象をもつ地域住民もおり、「建物を活用していく方向」として歴史的景観や伝統的建造物を活用すべきという観光化に肯定的な態度を示す住民もいる。

建物の維持については、2000年以降も町並み整備事業による補助金を活用した伝統的建造物の修理・修景が行われている一方で、建物の老朽化や建物を維持し続ける負担など、現在の住居に関する不満も存在していた。特に、経済的な要因から

個人による建物維持の限界や、その結果生じた空き家の増加が認識されている。また、先述のように地域に対する愛着から町並みの保存そのものに対しては肯定的な評価が半数以上を占める一方で、町並み整備事業の推進においては、「生活しているすべての人々に丁寧な説明と了承」が望ましいと考えており、行政や地域組織による情報共有・連携が不足している点が指摘される。さらに、歴史的景観の維持においては、「若い人に宿場町

の良さが十分に伝わっていないのではないか」など、少子高齢化に伴う後継者の不足や、町並みの価値や保存に対する若年層の理解の薄さなど、個別の住民の間でも歴史的景観の維持についての持続性について危機感もたれている。

### Ⅲ－３ 店舗の特徴と歴史的景観に対する認識

2020年10月の時点で、保存地区内において営業を行っている商業施設は6軒存在している<sup>6)</sup>(第9表)。いずれの店舗も1990年代以降に開業しており、うち5軒は飲食部門を含んでいる。また、1999年以降に開業した店舗Aから店舗Dでは建物の所有形態が借家となっており、空き家や借家であった建物を借りて開業している。

それぞれの開業の経緯を概観すると、店舗Aは、経営者が東京都から長野県に移住し店舗を開業する際に、生活環境が良く、観光地であり顧客を確保できると考え、海野宿を選定した。店舗Bは行政の依頼を受け地域活性化のため東御市内にある店舗の支店として開業した。店舗Cは当初は海野宿内の別の建物で雑貨を販売していたが、服飾を扱う店舗として移転し開業した。店舗Dは1999年から工芸品の製作・販売をしているが、2010年頃から飲食業も開始した。店舗Eは経営者家族が親族の世話をするため1980年代に上田市から転入し、1995年に雑貨店として開業し、閉店した近隣の飲食店の什器等を譲渡されたことをきっかけに飲食物の提供を始めた。店舗Fは現在の経営者の

両親が1994年に開業した。

店舗用地や建物の取得・借用の経緯をみると、店舗Aは東御市内の不動産業者に提案され、当時空き家であった建物を借用している。店舗開業時に補助金は使用しておらず、内装のみ改修を行った。店舗Bはもともと別の経営者が土産物店として建物を利用しており、閉業後に東御市が建物を購入し、市有となった建物に入居している。開業の際に、トイレやイートインスペースを設けるため改装工事を行った。店舗Cが当初用いていた建物は経営者の知人が借家として所有しており、使用用途がなかったため経営者に店舗としての活用を提案したものである。現在の建物は農業倉庫から店舗へと開業時に改装された。店舗Dは知人の紹介で空き家を紹介され、用地と建物を借用している。開業時に改装工事を行い、また補助金などを活用し現在まで2、3年ごとに改修工事を続けている。店舗Eはもともと親族の住宅で、土地・建物とともに自己所有となっている。1995年に開業する際に内装の改修を実施したが、以降は大規模な改装は行っていない。店舗Fも、もともと経営者の住宅であり、店舗として開業する際に改装を行った。また2010年に厨房の改装を行い、補助金を活用して客間や屋根、外壁を塗りなおした。

歴史的景観の維持と地域の活性化について、それぞれの店舗の経営者の認識を概観すると、店舗Aは海野宿保存会と海野宿トラストには加盟していないが、現在の保存地区の雰囲気を持続しつづ

第9表 海野宿内における商業施設（2020年10月）

No.	開業年	業種・取扱品目	建物の所有形態	以前の建物利用	従業員数	主な客層	経営者の居住地
A	2016	飲食/古本	借家	空き家	1	観光客	上田市内
B	2016	飲食/農作物	借家	店舗	1	近隣	N/A
C	2000	服飾	借家	借屋	1	近隣/観光客	東御市内
D	1999	飲食/雑貨	借家	空き家	6	近隣/観光客	店舗隣接
E	1995	飲食/土産物	所有	空き家	1	観光客	店舗隣接
F	1994	飲食	所有	住宅	4	観光客	店舗隣接

注1) 「N/A」は回答なし。

注2) 2020年10月時点で開業している店舗の情報のみ示している。

(現地調査の結果より作成)

観光者が増加すればよいと考えている。店舗Cも保存会とトラストには加盟していないため活動の詳細については把握していない。一方で、歴史的景観の保存やそれらを通じた地域の活性化を望んでいる。店舗Dは海野宿保存会に加盟しており、町並み整備を通じた活性化については地域住民の生活との調整が難しいと認識している。店舗Eは町並み整備を通じた活性化を望んでいるが、保存会や海野宿トラストには加盟していない。店舗Fは経営者が海野宿内に居住し保存会や海野宿トラストに加盟している。経営者は、海野宿は観光地である一方で店舗が少なく住宅が多いため、地域住民と商業施設が共存した町並み整備の推進を指向している。

以上、各店舗の状況を見ると、開業の経緯は友人・知人の勧めや自己実現のためであり、店舗のうち4軒は東京都や神奈川県、石川県などからの移住者が経営していた。建物の取得においては、空き家であった建物を知人や不動産業者の仲介を経て取得していた。また、もともと住宅であった建物を店舗に改装したという事例もみられた。店舗のうち、所有形態が借家である店舗の経営者は海野宿以外に居住している場合もある。そのような状況が要因となり、多くの商業施設は海野宿保存会や海野宿トラストなどの地域組織には加入しておらず、地域の町並み整備に関わることができていない。

#### IV 海野宿における歴史的景観の形成・維持と観光振興の関係

##### IV-1 海野宿における歴史的景観の形成・維持

明治期より以前の海野宿は宿場町として発展し、北国街道沿いに旅籠や本陣などが整備され、現在まで残る伝統的建造物を中心とした歴史的景観が形成された。一方で、明治期以降は近代的な交通網が整備され宿場制度が衰退し、それに代わり海野宿では養蚕・蚕種業が導入された。そのためそれまで宿泊施設として用いられていた建物の

蚕室への転換が進んだ。第二次世界大戦後は、東部町では国道18号や信越本線沿いに人口増加が進んだが、主要幹線から離れていた海野宿では住宅の更新が停滞したため、高度経済成長期以降も伝統的建造物が保存されることとなった。

1970年以降は海野宿における歴史的景観の価値が認識され、行政による文化財の指定や保存計画の策定が行われた。下諏訪宿における歴史的景観の機能について検討した小島ほか(2005)や、川越市一番街商店街における町並み保全を事例とした溝尾・菅原(2000)では、歴史的景観の管理や活用における行政制度や町並み整備事業の影響を指摘しているが、海野宿においては、特に1987年の重要伝統的建造物群保存地区選定以降、国および自治体による町並み整備事業として伝統的建造物の保存に関わる補助制度が整備され、以降、現在まで継続して修景・修理が行われている。一方で、行政による指定文化財の選定やそれに伴う観光者の訪問は地域住民にとっても自らの居住地域が有する歴史的景観の価値を認識する契機となった。その結果、「海野宿保存会」が発足し、現在まで自主的な景観管理が行われるようになった。

アンケート調査および土地利用調査の結果から海野宿における現在の地域住民による日常生活の特徴と歴史的景観の維持に対する認識をみると、上田市や佐久市などの地方都市に近く通勤が可能である点や敷地内で住居の新築や改築が行われた点などから、保存地区においても居住が継続されている。これらの背景から、地域住民は歴史的景観の維持に対しても地域への愛着から肯定的な評価を行っている。一方で、伝統的建造物の老朽化をはじめとして住居や生活環境において困難を抱える世帯も多く、また経済的負担が課題となっているなど歴史的景観の維持においては「消極的肯定」という態度がとられている。

##### IV-2 海野宿における地域活性化の取り組みの展開と受容

2000年以降に策定された保存計画においては、海野宿の歴史的景観を維持するだけでなく景観を

活用し観光化を推進していく点についても定められている。すなわち、現在、東御市行政では海野宿の歴史的景観は重要な観光資源として認識されている。また、それを通じて観光化を通じた地域振興のための歴史的景観を活用した事業が行われており、2010年代には新たな目的意識を有するNPO法人が設立され、歴史的景観の維持だけでなくその活用が進められることとなった。現在、海野宿トラストでは、外部から訪問する観光者向けのガイド派遣や地域イベントの企画・運営なども行われるようになってきている。

Ⅲの結果によると、地域住民は海野宿における歴史的景観に対して愛着を有しその維持についても肯定的に評価している。しかし、その一方で、それらが直接町並み整備や歴史的景観の活用に対する評価には結びついてはならず、性急な整備事業や商品化（観光化）に対して抵抗を示す住民も存在している。商業施設が少なく住宅の多い海野宿は多くの住民にとって生活空間であり、観光化による地域の変化に対して否定的な意見を持つ住民も存在するなど、観光化に伴い変容する地域の真正性をめぐり、今後も歴史的景観をめぐる住民の意識は多様化していくと考えられる。

海野宿における高度経済成長期以前の主産業は農業・養蚕業であり、商業施設の進出は遅緩であった。1970年代以降に商業施設の開業が進んだ馬籠宿など、長野県内における他の旧宿場町のような伝統的建造物の商業施設への転換は現在でも進んでおらず、観光化の中核をなす商業施設は依然として少数である。大内宿では、観光者向け店舗の増加により、「店舗スペース」と「居住スペース」の分化が発生した点が指摘されているが（中尾 2009）、海野宿においては敷地の一部を「店舗スペース」として供出することに抵抗を示す住民が存在することが要因となり、建物の所有者と借主である店舗経営者が合意に至った例は少数である。空き家が増加する一方で、それらの転換を推進する機能を持つ組織が存在していない点も商業施設の進出が進まない要因のひとつであろう。また、個別の店舗経営者による歴史的景観に対する

意識をみると、歴史的景観の維持という行政や地域組織の姿勢には共感しているものの、経営者が高齢である、もしくは海野宿以外に居住している場合には地域組織にも加入していない。また、商業施設を連合する組織も現在は存在していないため、商業施設の連携も難しい状況にあるといえる。一方で、以上の要因から伝統的建造物の商業施設への転用が少なく、観光地化が現在まで進まなかったため、宿場町としての真正性を維持した町並みが保存され、観光客の訪問が現在まで維持されている、という点も指摘できるだろう。

## V おわりに

本研究においては、長野県東御市に所在し重要伝統的建造物群保存地区に指定されている旧宿場町「海野宿」を事例とし、地域の歴史的変化を背景として歴史的景観の維持と導入期にある観光振興に対する住民の意識について分析を行いその地域的な特徴について検討した。

海野宿は近世に北国街道の宿場町として発展し、海野格子やうだつなどの特徴を持つ旅籠造の建物が街道沿いに建造された。また、明治期以降には宿場としての機能に代わり養蚕・蚕種業が発展し、宿泊施設として用いられた建物を蚕室に転用し現在まで残る歴史的景観が構成されてきた。1970年以降は自治体や国により文化財に選定され、以降海野宿では道路や水路の改修事業や個別の伝統的建造物に対する修景・修理事業が実施された。現在の景観の構成をみると、白色・茶色の壁を中心とし、海野格子やうだつなどの特徴的な建築様式を維持した伝統的建造物が旧北国街道沿いに分布しており、統一的な歴史的景観が現在まで維持されているといえる。

東御市行政や観光協会は、歴史的景観を市内における重要な観光資源として認識しており、2008年における「歴史的風致維持向上計画」では歴史的景観を資源とした観光振興についても計画が策定された。2018年には歴史的景観を用いた地域活性化を目的とするNPO法人も設立されるなど、

海野宿においては行政や観光協会、さらには地域組織が歴史的景観の活用を指向している。しかし、商業施設も含めた組織間の連携は個人的なネットワークを基礎とする未成熟なものであり、外的要因により観光振興そのものも停滞傾向にある。

対照的に、敷地が長大であるために、その敷地内部で住宅の新築・改築を行うことができ、また近隣の地方都市に通勤を行うことができるため、保存地区内の多くの世帯は構成員が3人以上であり居住の継続を指向する住民の存在も確認された。歴史的景観の維持についても、地域への愛着から賛成を示す住民が多く、2010年以降に修景・修理を実施した住宅が多いことも明らかとなった。以上の点からも、依然として海野宿は生活空間として存続しており歴史的景観の維持を重視しつつも近年の観光化に対して積極的な意見を持つ

住民も存在している。これらの理由の一因として情報共有・連携の不足があり、今後の観光振興の進展においては組織間の連携だけでなく、地域住民との協調も必要となるであろう。

本研究では、海野宿を訪れる観光者や観光業者についての検討をおこなうことができなかった。歴史的景観の維持に加えて地域の活性化のための観光振興が指向されるなかで、観光者や観光業者は経済的利益を生むだけでなく新たなコミュニティの創出などの影響を与えうる (Liang and Bao 2015)。海野宿の地域住民は老朽化する建造物の維持を負担と考えており、また若年層への保存活動の継承を危惧している。今後は、それらの課題に対する観光振興が与える間接的な影響についても議論が求められる。

本研究の遂行にあたって、海野宿にお住いの皆様、およびNPO法人海野宿トラストの皆様にはアンケート調査や住宅に関する聞き取り調査にご協力いただき大変お世話になりました。東御市役所および信州とうみ観光協会の皆様には、海野宿に関わる観光振興についての聞き取り調査や資料収集の面で大変お世話になりました。また、現地調査に際しては坂本優紀先生（西武文理大学）のご協力をいただきました。末筆ながら記して厚く御礼申し上げます。

#### [注]

- 1) 東御市立図書館所蔵「海野宿保存会報第2号（1987年9月）」より。
- 2) 海野宿トラスト公式ホームページより引用。
- 3) 聞き取り調査によると、一時は信州とうみ観光協会により観光ガイドの育成も行われていたが、現在は行われていない。
- 4) 土地利用調査および景観構成の調査は2020年10月5日~2020年10月9日に川添、王、洪、付、中川の5名で実施した。
- 5) アンケート調査では、2020年10月5日に川添、王、洪、付、中川の5名で各戸に調査票を配布し、2020年10月8日、9日に回収した。店舗や空き家、および公共施設などを除く住宅に調査票を102部配布し、伝統的景観区域の住民から37部、歴史的風致区域の住民から16部、計53部を回収した。回収率は51.9%であった。
- 6) 2020年10月時点で開業していた店舗を対象として聞き取り調査を実施した。長期休業および閉業、営業が不定期である店舗については対象から除外した。

#### [文 献]

- 朝倉慎人 (2014) : 生活空間への観光のまなざしと住民の対応 - 徳島県三次市東祖谷地域を事例として - .  
人文地理, 66, 16-37.
- 磯野 巧・安村健亮・渡辺亮佑・梁 鎮武・曲 宇航 (2015) : 中山道望月宿における歴史的町並みの形成過程.  
地域研究年報, 37, 1-31.
- 磯野 巧・植手友浩 (2019) : 三重県亀山市関町における歴史的町並みの空間利用. 三重大学教育学部研究

- 紀要, 70, 49-59.
- 上田市誌編さん委員会編 (2004):『上田市誌:歴史編(3)』上田市誌刊行会.
- 大島規江 (2005):伝統的建造物群保存地区における町並み保存に対する住民意識 -長野県榑川村奈良井を事例として-. 日本建築学会計画系論文集, 70, 81-85.
- 小島大輔・中村裕子・久保倫子・呉羽正昭 (2005):下諏訪宿の機能および景観の変化. 地域研究年報, 27, 19-40.
- 末吉 恵・菊地俊夫 (2009) 旧宿場町の歴史資源を活かしたまちづくりの構造とその地域性 -品川宿と千住宿の比較研究-. 観光科学研究, 2, 65-84.
- 杉谷真理子 (2018):伝統的家屋と住民の意識. 都市地理学, 13, 125-137.
- 東御市教育委員会編 (2019):『海野宿重要伝統的建造物群保存地区伝統的建造物等保存の記録Ⅲ:2008~2018』東御市教育委員会.
- 東御市歴史的風致維持向上計画策定チーム編 (2019):『東御市歴史的風致維持向上計画』東御市歴史的風致維持向上計画策定委員会.
- 中尾千明(2006):歴史的町並み保存地区における住民意識 -福島県下郷町大内宿を事例に-. 歴史地理学, 48, 18-34.
- 中尾千明(2009):重要伝統的建造物群保存地区における住居活用の変容 -福島県下郷町大内宿を事例に-. 人間文化研究科年報, 25, 225-234.
- 新津新生 (2008):「蚕糸王国長野県」はこうしてつくられた, 信州自治研, 202, 7-16.
- 半田祥子(2012):地方都市における都市化と城下町遺産の残存・消失に関する研究. 法政大学大学院紀要(デザイン工学研究科編), 1, 1-6.
- 福田 綾・大道寺 聡・吉原 遼 (2011):須坂市における歴史的町並みの形成と展開. 地域研究年報, 33, 157-176.
- 福田珠己 (1996):赤瓦は何を語るか -沖縄県八重山諸島竹富島における町並み保存運動-. 地理学評論, 69A, 727-743.
- 溝尾良隆・菅原由美子 (2000):川越市一番街商店街地域における商業振興と町並み保全. 人文地理, 52, 300-315.
- 武舎秀雄 (2003):『歴史研究海野』海野史研究会.
- 山下琢巳・高橋珠州彦・田嶋豊穂・小口千明・古川 克 (2017):埼玉県川越市街における景観変化と観光化. 城西大学経済経営紀要, 35, 1-33.
- 吉田 襄 (1978):タウンスケープ77 海野宿(北国街道にのこる宿場の景観). 国士舘大学工学部紀要, 11, 178-191.
- Liang, Z. and Bao, J. (2015): Tourism gentrification in Shenzhen, China: causes and socio-spatial consequences. *Tourism Geographies*, 17, 461-481.

# Continuity of Historical Landscape and Tourism Promotion in Unno-Juku, Nagano Prefecture

KAWAZOE Wataru, WANG Jiayao, HONG Jun, FU Kailin, NAKAGAWA Sachi

This study analyzes the continuity of the historical landscape and the promotion of tourism to Unno-Juku in Tomi City, Nagano Prefecture, and considers the characteristics of this area. In 1987, Unno-Juku was selected as part of the “Important Preservation Districts for Groups of Traditional Buildings.” It developed as a *shukuba-machi* built along the *Hokkoku-kaido* Road in the Edo period. Since the Meiji era, it has also developed its own sericulture and maintained its historical landscape. After the 1970s, the Agency for Cultural Affairs and the local government established protections of the cultural properties system and supported the preservation movement there. Unno-Juku is recognized as an important tourism resource in Tomi, and since the 2000s it has promoted tourism through its historical landscape. However, this area still exists as a “living space,” and some residents have negative opinions about the promotion of tourism and shops that do not join local organizations. Cooperation between local organizations, commercial facilities, and residents is required in the future.

**Keywords:** Historical Landscape, Historic Preservation Movement, Tourism promotion, Unno-Juku, Tomi city, Nagano Prefecture